

日本 NP 教育大学院協議会の NP 教育課程認定規程に関する細則

令和元年 1 1 月 1 5 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会正会員入会基準第 2 条第 3 号に規定する大学院修士課程の NP 教育課程認定についての細則を定める。

(基準)

第 2 条 日本 NP 教育大学院協議会「NP 教育課程認定に関する規程」第 4 条第 1 項に規定する審査は、次の各号に掲げる基準によって行う。

- 1 学校教育法第 1 0 4 条に定める修士の学位を取得する上で必要な要件（3 0 単位以上）を満たすこと。
- 2 定款第 3 条に定める特定行為を実施することができる看護師の養成に必要とされる要件を満たすこと。
- 3 保健師助産師看護師法第 3 7 条の 2 及び規則（省令）に定める特定行為区分のうち、活動領域で必要となる特定行為を実施することができる要件を満たすこと。
- 4 診療看護師（NP）の活動領域をプライマリ・ケア領域とクリティカル・ケア領域の 2 つに大別し、各教育課程では、いずれかの領域の特徴を考慮した科目を 2 単位以上設けること。
- 5 各科目を担当する教員は、科目に関連した大学教育、大学院教育あるいは診療看護師（NP）・医師・看護管理者・その他関連する職種の経験があること。
- 6 NP 教育に必要な施設、備品が準備されていること。
- 7 NP 教育に必要とされる図書、IT 環境が整備されていること。

附則

第 1 条 この細則は、平成 2 6 年 3 月 2 4 日から施行する。

第 2 条 本則第 2 条に掲げる基準の適用において、平成 2 6 年 4 月現在の具体的な教育基準については、別表のとおりとする。

第 3 条 この細則は、令和元年 1 1 月 1 5 日から施行する。